

令和4年愛南町告示第26号

愛南町軽自動車税(種別割)減免措置に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和4年3月14日

愛南町長 清水 雅文

愛南町軽自動車税(種別割)減免措置に関する事務取扱要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、愛南町税条例(平成16年愛南町条例第57号。以下「条例」という。)第89条及び第90条の規定による軽自動車税の種別割(以下「種別割」という。)の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象及び額)

第2条 減免の対象は、当該減免事由発生以後に賦課期日の到来する当該年度分以降の種別割で、納期限までに申請のあったものとする。

2 減免の額は、種別割の全額とする。

3 賦課期日後の年の途中において減免すべき事由に該当することとなったとき又は該当しなくなったときは、当該該当することとなった日又は該当しなくなった日の属する翌年度分から減免し、又は課税するものとする。

(公益のため直接専用するものと認める軽自動車等)

第3条 条例第89条第1項に規定する公益のため直接専用するものと認める軽自動車等は、次に掲げるものとする。

(1) 社会福祉法人が自ら所有し、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業又は同法第26条第1項に規定する公益事業を行うために使用するもの

(2) 特定非営利活動法人が自ら所有し、定款に定める特定非営利活動に係る事業を行うために使用するもの(種別割の賦課期日の属する法人の事業年度の前年度の愛南町の法人町民税の均等割が免除されている者又は種別割の賦課期日の前日において、法人を設立後又は事業所を設置後最初の事業年度が終了していない者に限る。)

(3) 前2号に規定する法人に類する団体又は福祉サービスを行っている公益活動団体が自ら所有し、その活動のために使用するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が公益のため直接専用するものと認める軽自動車等

(身体障害者等の範囲)

第4条 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等(以下「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区

分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者が運転の場合
視覚障害		1級から4級まで	
聴覚障害		2級及び3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合)	—
上肢不自由		1級及び2級	
下肢不自由		1級から6級まで	1級から3級まで
体幹不自由		1級から3級まで及び5級	1級から3級まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	
	移動機能	1級から6級まで	1級から3級まで
心臓機能障害		1級及び3級	
じん臓機能障害		1級及び3級	
呼吸器機能障害		1級及び3級	
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	
小腸の機能障害		1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級まで	
肝臓機能障害		1級及び3級	

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(身体障害者手帳の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除く。)のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分		本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者が運転の場合
視覚障害		特別項症から第4項症	
聴覚障害		特別項症から第4項症	
平衡機能障害		特別項症から第4項症	

音声機能	特別項症から第2項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合)	一
上肢不自由	特別項症から第3項症	
下肢不自由	特別項症から第6項症	特別項症から第3項症
	第1款症から第3款症	
体幹不自由	特別項症から第6項症	特別項症から第4項症
	第1款症から第3款症	
心臓機能障害	特別項症から第3項症	
じん臓機能障害	特別項症から第3項症	
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症	
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症	
小腸の機能障害	特別項症から第3項症	
肝機能障害	特別項症から第3項症	

(3) 療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)第3 1(1)に定める重度の障害を有するもの(療育手帳に「A」判定の表示があるもの)

(4) 精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害福祉に関する法律施工令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの(身体障害者等に対する減免)

第5条 条例第90条第1項に規定する町長が必要と認めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 前条に規定する身体障害者等が所有する軽自動車等で専ら当該身体障害者等が運転するもの

(2) 身体障害者等が所有する軽自動車等で専ら(継続して1週間につき1回以上又は1月につき4回以上)当該身体障害者等の通院(リハビリ)、通学、通園、通所、通勤、生業、入所施設等からの帰省等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの

(3) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する軽自動車等で、専ら(週3回程度以上、継続して1年以上)当該身体障害者等の通院(リハビリ)、通学、通園、通所、通勤、生業等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

2 前項第2号に規定する当該身体障害者等と生計を一にする者とは、身体障害者等と日常生活の資を共通している同居の親族(配偶者、血族6親等以内及び姻族3親等以内)をいう。

3 前項の規定にかかわらず、勤務、修学、療養等の都合上、日常の起居を共にしない場合であって、生活費、修学資金、療養費等を送金する、又は勤務、修学等の余暇には起居を共にすることを常例としているときは、第1項第2号に規定する当該身体障害者等と生計を一にする者とみなす。

4 減免の対象となる軽自動車等は、身体障害者等1人につき1台までとする。ただし、次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を減免しない。

- (1) 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第46条の2第1項第1号に規定する自動車税の種別割の減免を受けている者が所有する軽自動車等
- (2) 自動車検査証に事業用である旨の記載のある軽自動車等
(車両の構造上の減免)

第6条 条例第90条第1項第2号に規定する軽自動車等は、専ら身体障害者等の利用に供するため、自家用又は事業用の別は問わず、次に掲げる装置を装備した特別の仕様により製造された軽自動車等又は一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられた軽自動車等とする。

- (1) 車椅子の昇降装置を装備しているもの
- (2) 車椅子の固定装置を装備しているもの
- (3) 浴槽を装備しているもの
- (4) その他町長が専ら身体障害者等の利用に供すると認める装置
(減免申請書の手続等)

第7条 条例第89条第2項の規定により減免を受けようとする者は、毎年納期限前7日までに軽自動車税(種別割)減免申請書(公益用)(様式第1号)に自動車検査証の写し及び次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号又は第2号に該当する場合 当該法人の定款の写し
- (2) 第3条第3号に該当する場合 町長が必要と認める書類
- (3) その他町長がその軽自動車等がその事業の用に供されていることを確認するうえで必要と認める書類

2 条例第90条第2項の規定により減免を受けようとする者は、毎年納期限前7日までに軽自動車税(種別割)減免申請書(身体障害者等用)(様式第2号)に自動車検査証の写し及び次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- (2) 当該軽自動車等を運転する者の運転免許証の写し

3 条例第90条第3項の規定により減免を受けようとする者は、毎年納期限前7日までに軽自動車税(種別割)減免申請書(構造用)(様式第3号)に自動車検査証の写しを添えて町長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、自動車検査証により減免の要件に該当することが確認できない場合は、当該軽自動車の提示又はその構造が分かる写真の提出を求めるものとする。

(減免の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合であって減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を軽自動車税(種別割)減免決定通知書(様式第4号)又は軽自動車税(種別割)減免却下通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第9条 前条に規定する決定通知を受けた者が減免の事由に該当しなくなったときは、速やかに軽自動車税(種別割)減免事由消滅申告書(様式第6号)によりその旨を

町長に申告しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。